平成十年人事院規則——二四 人事院規則一―二四(公務の活性化のため

に民間の人材を採用する場合の特例)

例に関し次の人事院規則を制定する。 の活性化のために民間の人材を採用する場合の特 百二十号)及び一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) に基づき、公務 人事院は、国家公務員法(昭和二十二年法律第

第一条 この規則は、公務の活性化のために民間 場合を除く。)の任用及び給与の特例に関し必 要な事項を定めるものとする。 の人材を採用する場合(任期を定めて採用する (採用の方法等)

第二条 任命権者は、次に掲げる場合には、人事 給表(一)等適用職員」という。)及び行政執を受ける職員(以下この項において「行政職俸 院の定める基準に従い、選考により、職員(給 る職員に限る。)を採用することができる。 職員の職務とその種類が類似する職務に従事す 行法人の職員のうち行政職俸給表(一)等適用 職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の適用 (一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安 与法第六条第一項に規定する行政職俸給表 1 る。

従事させる人材を確保することが困難である方法により当該知識経験を必要とする職務に れる者を採用する場合で、採用以外の任用の り高度の専門的な知識経験を有すると認めら 公務外における専門的な実務の経験等によ

該当する場合 前号に掲げる場合のほか、次のいずれかに

る人材を確保することが困難であるとき、 当該需要に対応するための職務に従事させ 又は十分に得ることができないとき。 する場合で、採用以外の任用の方法により 用な資質等を有すると認められる者を採用 外における実務の経験等を通じて公務に有 行政の新たな需要に対応するため、公務 1

運営に資すると認められるとき。 者を職務に従事させることが公務の能率的ると認められる者を採用する場合で、その 経験等を通じて公務に有用な資質等を有す 公務と異なる分野における多様な活動、 2

らない。 場合には、その旨を人事院に報告しなければな 任命権者は、前項の規定により採用を行った

2

用の特例) (規則九―八第四章から第六章までの規定の適

第三条 前条第一項の規定により採用された職員 項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて 基準)第四章から第六章までの規定の適用につ 職員となった者として取り扱うものとする。 に対する規則九一八(初任給、昇格、昇給等の (雑則) いては、規則八―一八(採用試験)第三条第四

第四条 この規則に定めるもののほか、公務の活 に関し必要な事項は、人事院が定める。 性化のために民間の人材を採用する場合の特例

3

附

この規則は、平成十年四月一日から施行す

則附 八—二〇) 則 (平成一〇年三月三一日人事院規

(施行期日)

1 この規則は、平成十年五月一日から施 る。 行す

規則九—八—四〇) 附 則 (平成一一年一一月二五日人事院 抄

る。 (施行期日等) この規則は、平成十二年一月一日から施行す

規則一一三一)附則(平成 (平成一二年一一月二七日人事院

この規則は、公布の日から施行する。 規則一一三三) 抄附 則(平成一二年一二月二七日人事院

る。 (施行期日) この規則は、平成十三年一月六日から施行す

1

附 | 三五 則 (平成一四年四月一日人事院規則 抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。 則一—三六)附則(平成 (平成一四年六月二〇日人事院規 抄

措置) (人事院規則一―二四等の一部改正に伴う経過 (施行期日) この規則は、 公布の日から施行する。

く。次項において同じ。)の施行の際現に第二 条の規定による改正前の規則――二四第四条第 この規則(規則一四—一七等改正規定を除 項第二号若しくは第二項の規定、第六条の規

> 則九―八別表第二に定める級別資格基準表の試でいる者に対する同条の規定による改正後の規表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用され 定による改正前の規則九―八第六条第二項第二 第一項の規定に基づき第六条の規定による改正 験欄の「正規の試験」の区分の適用について 前の規則九―八別表第二に定める級別資格基準 の規定による改正前の規則二二 ―〇第二十二条 第三号若しくは第四号の規定又は第十八条

の規定による改正後の規則九―八別表第二に定の施行の日以後に職員となる者に対する第六条 院の承認を得た方法により選択されてこの規則 た試験の結果に基づき、同号の規定による人事条第二項第二号の規定による人事院の承認を得 表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用並び める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」 は、なお従前の例による。 の決定については、なお従前の例による。 の区分及び同規則別表第六に定める初任給基準 第六条の規定による改正前の規則九―八第六 ||同規則第十五条第一項の規定による俸給月額 第一条 この規則は、平成二十七年四月一日

則一—三七) 則 (平成一五年一月一四日人事院規

(施行期日)

1 る。 この規則は、平成十五年四月一日から施行す

一四三) 抄 則 (平成一八年二月一日人事院規則

(施行期日)

1 る。 この規則は、平成十八年四月一日から施行す

則 — 五〇) (平成一九年九月二八日人事院規 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施 行する。

則九—八—六九)附 則 (平成二 (平成二一年五月二九日人事院規

第一条 この規則は、平成二十一年七月一日 施行する。 (施行期日)

(施行期日) 規則九—八—七四)附 則 (平成二三 (平成二三年一二月二八日人事院 抄

第一条 この規則は、 施行する。 則 (平成二五年四月一日人事院規則 平成二十四年二月一日

|五九)

(施行期日)

第一条 この規則は、 公布の日から施行する。

第十一条

附則第二条から前条までに規定するも

置は、 ののほか、この規則の施行に関し必要な経過措 人事院が定める。 則 (平成二六年五月二九日人事院規

則一一六二)附則(平成 抄

(施行期日)

正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改 施行の日から施行する。

(施行期日) 則一一六三) 抄 別 (平成二七年三月一八日人事院規

いから

(雑則) 施行する。

第十五条 置は、 ののほか、この規則の施行に関し必要な経過措 人事院が定める。 附則第二条から前条までに規定するも